

滋賀県地域防災計画の見直し(案)について

(原子力災害対策編)

平成 24 年 2 月 3 日

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)見直しにかかる検討委員会

目 次

現行	修正
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p> 第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p> 第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性</p> <p> 第3 計画の修正</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定等</p> <p> 第1 滋賀県の地域特性等</p> <p> 第2 前提となる事態の想定等</p> <p> 第3 予測される放射線線量</p> <p> 第4 予測される影響等</p> <p>第5節 防災対策を実施すべき地域</p> <p>第6節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p>	<p>第1章 総則 …</p> <p>第1節 計画の目的 …</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p> 第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p> 第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性</p> <p> 第3 計画の修正</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定等</p> <p> 第1 滋賀県の地域特性等</p> <p> 第2 前提となる事態の想定等</p> <p> 第3 予測される影響等</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域</p> <p>第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響をさけるための防護措置</p> <p>第7節 市町地域防災計画の作成、修正に対する協力</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策</p>

<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者の防災業務の把握</p> <p>第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p>第2 防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3 立入検査と報告の徴収</p> <p>第3節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第4節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 情報の分析整理</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>第5節 災害応急体制の整備</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>第2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第3 応援協力体制等</p> <p>第4 モニタリング体制等</p> <p>第5 専門家の確保等</p> <p>第6節 住民等への情報伝達・相談体制の整備</p> <p>第1 情報提供項目</p> <p>第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備</p> <p>第3 災害時要援護者への情報伝達</p> <p>第4 メディアの活用</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者の防災業務の把握</p> <p>第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p>第2 防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3 立入検査と報告の徴収</p> <p>第3節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第4節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 情報の分析整理</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>第4 モニタリング体制等</p> <p>第5節 災害応急体制の整備</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>第2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第3 応援協力体制等</p> <p>第4 専門家の確保等</p> <p>第5 自衛隊派遣要請体制</p> <p>第6節 住民等への情報伝達・相談体制の整備</p> <p>第1 情報提供項目</p> <p>第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備</p> <p>第3 災害時要援護者への情報伝達</p> <p>第4 メディアの活用</p>
--	--

<p>第5 相談窓口の整備</p> <p>第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>第8節 防災業務関係者に対する研修</p> <p>第9節 防災訓練の実施等</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡および影響の把握</p> <p>第1 特定事象発生情報等の連絡</p> <p>第2 応急対策活動情報の連絡等</p> <p>第3 放射性物質または放射線の影響の早期把握のため活動</p> <p>第4 地震発生時の連絡等</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1 特定事象発生時の活動体制</p> <p>第2 原子力緊急事態宣言発出時の活動体制</p> <p>第3 原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>第4 専門的支援の要請</p> <p>第5 応援要請および職員の派遣要請等</p>	<p>第5 相談窓口の整備</p> <p>第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p> <p>第8節 防災業務関係者に対する研修</p> <p>第9節 防災訓練の実施等</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・緊急連絡体制</p> <p>第1 緊急時や特定事象発生情報等の連絡</p> <p>第2 応急対策活動情報の連絡等</p> <p>第3 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>第4 地震発生時の連絡等</p> <p>第5 緊急時モニタリング</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1 動員体制</p> <p>第2 警戒配備時の活動体制</p> <p>第3 緊急時通報受信時の活動体制</p> <p>第4 特定事象発生時の活動体制</p> <p>第5 原子力緊急事態宣言発出時の活動体制</p> <p>第6 原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>第7 専門的支援の要請</p> <p>第8 応援要請および職員の派遣要請等</p> <p>第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画</p>
---	--

<p>第4節 住民等への情報伝達・相談活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取および出荷制限</p> <p>第2 飲料水および飲食物の供給</p>	<p>第10 防災業務関係者の安全確保</p> <p>第4節 住民等への情報伝達・相談活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>第3 風評被害対策</p> <p>第5節 退避および避難計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>第2 退避等の措置に関する指標</p> <p>第3 退避等の措置の実施主体</p> <p>第4 屋内退避</p> <p>第5 コンクリート屋内退避</p> <p>第6 避難</p> <p>第7 災害時要援護者への配慮</p> <p>第8 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</p> <p>第9 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応</p> <p>第6節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取および出荷制限</p> <p>第2 飲料水および飲食物の供給</p>
--	---

第4章 災害事後対策
第1節 基本方針
第2節 環境放射線モニタリング実施と結果の公表
第3節 影響調査の実施等
 第1 影響調査の実施
 第2 災害対策措置状況等の記録
第4節 風評被害等の影響の軽減
第5節 心身の健康相談体制の整備
第6節 物価の監視
第7節 各種制限措置の解除

第4章 災害事後対策
第1節 基本方針
第2節 環境放射線モニタリング実施と結果の公表
第3節 影響調査の実施等
 第1 影響調査の実施
 第2 災害対策措置状況等の記録
第4節 風評被害等の影響の軽減
第5節 心身の健康相談体制の整備
第6節 物価の監視
第7節 各種制限措置の解除

	<p>(平成 24 年度見直し対象項目)</p> <p>[総則]</p> <ul style="list-style-type: none">・「防災関係機関の事務または業務の大綱」 <p>[災害予防対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・「医療および防護資機材の整備」・「防災訓練の実施等」・「広域的応援等連携体制」 <p>[災害応急対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・「救助・救急対策計画」・「警備および交通対策計画」・「緊急時被ばく医療計画」 <p>[災害事後対策]</p>
--	--

第1章 総則

第1節 計画の目的

現行	修正
<p>1．この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、本県に隣接する市町村に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等にもない放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、県が実施すべき予防対策、応急対策および事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な事務または業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な県民生活を確保することを目的とする。</p> <p>2．本県と隣接しない近隣の市町村に所在する原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。</p>	<p>1．この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、<u>福井県に所在する</u>原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等にもない放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、県が実施すべき予防対策、応急対策および事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な事務または業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な県民生活を確保することを目的とする。</p> <p>2．<u>1に掲げる原子力事業所以外</u>の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。</p>

第2節 計画の性格

第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

現行	修正なし
この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成20年3月改訂、以下「防災指針」という。)を十分に尊重した上で作成されたものである。	(現行どおり)

第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性

現行	修正なし
この計画は、「滋賀県地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)」によるものとする。	(現行どおり)

第3 計画の修正

現行	修正
この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討	この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検

<p>を加え、防災基本計画または県の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。</p>	<p>討を加え、国の防災基本計画の修正や、防災指針の改定が行われた場合、地域防災計画または県の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。</p> <p><u>防災関係機関は、修正を必要とする場合は、修正事項を滋賀県防災会議に提出するものとする。</u></p>
---	--

第3節 計画の周知徹底

現行	修正なし
<p>この計画は、市町、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

現行	修正なし
<p>この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づく。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第1 滋賀県の地域特性等

現行	修正
<p>1．周辺地域における原子力事業所の立地状況</p> <p>滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子炉が設置されている。そのうち、滋賀県内の1市2町（高島市、余呉町、西浅井町）と接する敦賀市、美浜町およびおおい町には、5つの原子力事業所が所在し、合わせて11基の原子炉が設置されている。また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。</p> <p>2．気象</p> <p>滋賀県北西部では、主に冬季を中心に年間のおよそ3分の1は北西風が吹いているが、その風上方向は原子力事業所立地地帯の若狭方面にあたる。一方、滋賀県境に最も近い敦賀発電所周辺においても、四季を通じて北西風が多く、冬季の平均風速は1月で秒速7m、2月で秒速6m程度となっている。</p>	<p>1．周辺地域における原子力事業所の立地状況</p> <p>滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子炉が設置されている。また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。</p> <p>2．気象</p> <p><u>福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀原子力発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約45％）、次いで北から北北西の風が多く（約25％）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60％、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50％の割合で吹いており、各月の平均風速は4.5m/s程度である。</u></p> <p><u>福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約65％の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の</u></p>

	<p><u>風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約40%を占める。夏期は東から東南東の風が約35%と最も多く、北西の風は30%程度となっている。</u></p> <p><u>(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2012年1月、今津及び長浜1978年11月～2012年1月)</u></p>
--	--

第2 前提となる事態の想定等

現行	修正
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>原子力事業所の事故にともなう影響の検討にあたっては、本県が隣接する市町に所在する原子力事業所のうち滋賀県境に最も近い位置に立地し、かつ最大級の発電規模を有する日本原子力発電株式会社の敦賀発電所2号炉を検討の対象とし、事故の想定は、同原子炉に係る設置許可にあたり「原子炉立地審査指針」(昭和39年5月27日原子力委員会。以下「審査指針」という。)に基づき想定する事故として、国に提出された事故の態様および規模による。</p> <p>また、防災指針で検討された、原子力発電所からの放射性物質の放出時における放出源からの距離と放射線線量との相関関係を整理した防災指針附属資料3「EPZについての技術的側面からの検討」の第5図を参考事例とする。この事例における放射性物質</p>	<p><u>1.福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力安全委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とする。</u></p> <p>(1) <u>放射性物質</u></p> <p><u>国の原子力安全委員会が示す「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び、揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。</u></p>

の放出量の規模は、1979年（昭和54年）3月に米国スリーマイル島原子力発電所で発生した事故を上回るものである。

なお、原子力事業所における異常事態としては、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故が史上最大規模のものであることが確認されている。しかし、同発電所は、日本の原子力発電所とは異なる安全設計のもとに建造され、固有の安全性が十分に確保されていなかったことが事故の要因ともなっていることから、日本の原子力発電所でこれと同様の事態が発生することは考え難いとされているところであり、事故の想定においても、この考え方に基づく。

2. 審査指針に基づく事故の想定

(1) 想定の対象とする原子力事業所の概要

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号炉	
原子炉型式	加圧水型軽水炉(PWR)
熱出力	342.3万kW
電気出力ヨウ素炉	116.0万kW
希ガス炉内蓄積量	3.23×10^{19} Bq
内蓄積量	3.10×10^{19} Bq

(注) 希ガス・・・クリプトン(Kr-83m、Kr-85m、Kr-85、Kr-87、

(2) 放出量

キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機及び、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。そこで、放出量をもっとも放出量の高い3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

ヨウ素

(独)日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/hの放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所、(株)関西電力美浜原子力発電所、(株)関西電力大飯原子力発電所、(株)関西

Kr-88) キセノン (Xe-131m, Xe-133m, Xe-133, Xe-135m, Xe-135, Xe-138) ヨウ素 (I-131, I-132, I-133, I-134, I-135)

(2) 事故の態様および規模

対象とする原子力事業所の施設構造等に照らして発生の可能性がある「1次冷却材喪失事故」および「蒸気発生器伝熱管破損事故」について、それぞれ「重大事故」(最悪の場合に起こりうるかもしれないと考えられる事故)と「仮想事故」(技術的見地からは起こるとは考えられない、重大事故を超える事故)を想定する。事故の態様および規模は以下のとおり。

1次冷却材喪失事故

原子炉圧力容器に接続されている1次冷却材主配管の1本が、原子炉運転中に瞬時に完全破断する事故。

ア. 重大事故(次表想定1)

・全燃料被覆管に損傷が生じ、燃料ペレットと燃料被覆管のすきまにある核分裂生成物が格納容器内に放出されるものと仮定する。放出量は、炉内蓄積量に対し希ガス2%、ヨウ素1%の割合とする。

・格納容器内に放出された核分裂生成物は、格納容器の内圧上昇に応じ格納容器からわずかずつ漏えいする。漏えい率は、事故後24時間は最大格納容器圧力に対応した漏えい率、その後はその50%と仮定する。

電力高浜原子力発電所とする。

(4) 排出の高さ

(株)関西電力美浜原子力発電所第一号機の排出塔の高さを踏まえ、44m~73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータをもとに、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所、(株)関西電力美浜原子力発電所については美浜のアメダスデータを、(株)関西電力大飯原子力発電所、(株)関西電力高浜原子力発電所については小浜のアメダスデータを元に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(~1m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

・環境への放射性物質の放出は、排気筒より行われるものとする。
・希ガスの大気放出量（ガンマ線エネルギー0.5MeV換算、以下同じ）は、約 1.2×10^{14} Bq（24時間放出時の数値。以下同じ。）と想定する。

イ．仮想事故（次表想定2）

・重大事故の想定を以下のとおり拡大する。
・格納容器内に放出される核分裂生成物の量をさらに厳しく仮定し、炉内蓄積量に対し希ガス100%、ヨウ素50%の割合とする。
・希ガスの大気放出量は、約 5.8×10^{15} Bqと想定する。

蒸気発生器伝熱管破損事故

原子炉の出力運転中に蒸気発生器伝熱管1本が完全両端破断し、1次冷却系から2次冷却系への漏えいを起こす事故。

ア．重大事故（次表想定3）

・2次系へ流出する核分裂生成物として、運転時に1次冷却材中に存在する希ガスおよびヨウ素、事故にともない燃料被覆管より追加放出される希ガスおよびヨウ素を仮定する。

・燃料被覆管からの希ガスおよびヨウ素の追加放出量は、事故後の1次冷却系の減圧に比例するものとする。

・2次系に流出した希ガスの全量が大気中へ放出されると仮定する。

・希ガスの大気放出量は、約 4.9×10^{14} Bqと想定する。

イ．仮想事故（次表想定4）

・重大事故の想定を以下のとおり拡大する。

・燃料被覆管より追加放出される希ガスおよびヨウ素は、事故直後に全量が放出されると仮定する。また2次系への流出量をより高めに仮定する。

・破損した蒸気発生器の隔離後、2次系からの蒸気漏えいが継続（30日間）するものと仮定する。

・希ガスの大気放出量は、約 2.3×10^{15} Bqと想定する。

（3）放射性物質の放出条件

対象とする原子力事業所から放出される放射性物質の影響が最も高くなると考えられる放出条件とし、その内容は以下のとおりとする。

放出高は、0m（地上点放出）とする。

大気安定度は、F型（放射性物質が最も拡散しにくく、高濃度が保たれ易い）とする。

放出時の平均風速は毎秒1.5mの微風状態とする。

放出の横の広がりは30度一定とする。

3．防災指針に基づく想定

防災指針における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下「EPZ:Emergency Planning Zone」という。）についての技術的側面からの検討のうち、対象とする原子力事業所の原子炉と同形式の加圧水型軽水炉（PWR: Pressurized Water Reactor）に係る、放射性物質の放出時における放出源からの距離と放射線線量との相関（防災指針附属資料4「EPZについての技術的側

面からの検討」第5図)を参考事例とする。
この事例における希ガスの大気放出量は、約 1.1×10^{17} Bqである。

第3 予測される放射線線量

現行	修正
<p>対象とする原子力事業所の審査指針に基づく想定事故においては、最も高い影響が現れると予測されるケース(次表想定2)で、原子力事業所から放出される放射線または放射性物質による外部被ばく線量が、原子力事業所から10~15kmの地点では約0.65mSvになると予測される。</p> <p>ただし、上記の放出条件における気象の状況は極めて稀なケースであり、仮に想定する事故が発生した場合であっても、実際の放射線線量はこの数値を下回ることが考えられる。</p> <p>因みに、平成12年3月に福井県で実施された原子力防災訓練では、同じ敦賀発電所2号炉を対象として、地域の気象実況(最も出現頻度の高い大気の状態、風速は毎秒4~7m)をもとに影響が検討されており、想定される線量は、最も高い影響が現れる1km地点で約5.6mSv、12km地点では0.05mSv(最も線量の高い地点の100分の1以下)であるとされている。</p> <p>このように、一般的な気象状況の下では、原子力事業所から放出された放射性物質は風と大気の動きに応じて拡散し、濃度が下が</p>	<p>本項目削除</p>

<p>ることから、放射性物質からの放射線線量は低くなると考えられる。この傾向は、強風下においては更に顕著なものとなるため、県北西部において特に冬場を中心に吹く強い北西風の下では、放射線線量はより低い値になるものと予測される。</p> <p>なお、参考事例である防災指針では、原子力事業所から10kmの地点で10mSvになる場合の放射性物質（希ガス）の放出量を想定しているが、その値は、敦賀発電所2号炉において最も高い影響が予測されたケースの10倍以上の規模となっている。</p> <p>【 想定する事故により予測される外部被ばく放射線線量】 表（略）</p>	
---	--

第3 予測される影響等

現行	修正
<p>1. 最寄りの原子力事業所からの距離が最短で13kmの位置にある滋賀県においては、万一、米国スリーマイル島原発事故に相当する異常事態が原子力事業所で発生したと仮定しても、防災指針において住民の屋内退避等の措置を検討する必要があるとされる、外部全身被ばく線量で10mSv以上の放射線が到達することは想定されないため、人体に影響が及ぶおそれはないと判断される。</p> <p>ただし、微量ながらも放射性物質が県域に到達する可能性が</p>	<p>1. <u>原子力安全委員会</u>が示す「<u>原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方</u>」では、<u>防災対策を重点的に充実すべき地域の内容として、予防的措置を準備する地域（PAZ:Precautionary Action Zone）および緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）</u>ならびに<u>ブルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）</u>が示</p>

ないとはいえないことから、放射性物質の放出状態によっては、飲食物への影響を考慮すべき状況となる可能性があることに留意が必要である。

2. 滋賀県においては、福井県に所在する原子力事業所等のうち、特に滋賀県に隣接する市町に所在する事業所において異常事態が発生すると、仮に滋賀県に放射性物質や放射線が及ばない場合であっても、異常事態に対する県民の不安が高まるとともに、異常事態の発生にともない地域に混乱が生じるおそれがあることに十分留意する必要がある。

されており、UPZ区域の範囲のめやすについては、原子力施設から概ね半径約30km、また、PPAについては原子力施設から概ね半径約50kmの区域に及んだ可能性がある」と記されている。

2. 大気予測シミュレーション予測を行った結果は以下のとおりであった。

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) (株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所からの環境放射性物質拡散予測シミュレーション

敦賀原子力発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径43kmとなった。一方International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」と呼ぶ。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町におよび、最大距離は敦賀発電所から半径79kmとなった。

(2) (株)関西電力美浜原子力発電所からの環境放射性物質拡散予測シミュレーション

美浜原子力発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径42kmとなった。一方IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町におよび、最大距離は美浜発電所から半径89kmとなった。

(3) (株)関西電力大飯原子力発電所からの環境放射性物質拡散予測シミュレーション

大飯原子力発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径27kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径38kmとなった。

(4) (株)関西電力高浜原子力発電所からの環境放射性物質拡散予測シミュレーション

高浜原子力発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーション

	<p><u>ンを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となる地域はない。またIAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。</u></p> <p><u>このことから、(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所、(株)関西電力美浜原子力発電所、(株)関西電力大飯原子力発電所、(株)関西電力高浜原子力発電所での福島第一原子力発電所における事故を想定した、環境放射線物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、防災指針で掲げられている「屋内退避及び避難に関する指標」によると、少なくとも住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。</u></p>
--	--

第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域

現行	修正
この計画の基礎とするべき災害の想定および予測される影響は前節のとおりであり、また、滋賀県が原子力事業所の所在する市	<u>原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に充実すべ</u>

町と隣接する市町を包括する県として原災法第7条第2項に定める関係隣接都道府県に位置づけられていることに照らし、この計画に基づく防災対策を実施する地域は、原子力事業所が所在する市町に隣接する市（以下「関係市」とする。）とする。

防災対策を実施する地域	高島市、長浜市
-------------	---------

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記地域以外の地域に影響が及びまたは及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じる。

また、この計画に基づく防災対策のうち、第3章第4節に定める「住民等への情報伝達・相談活動」に基づく県民等に対する情報の提供および住民等からの問い合わせに対する対応については、上記に関わらず県下全域を対象とする。

き地域は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力安全委員会が示す「原子力発電所防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の「緊急時防護措置を実施すべき区域（UPZ）」や滋賀県が独自に行った環境放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、防災対策を重点的に充実すべき地域は、別表のとおりとする。

また、防災対策を重点的に充実すべき地域を包含する市町を関係市（以下「関係市」とする。）とする。

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の防災対策を重点的に充実する地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じる。

第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響をさけるための防護措置（追加）

現行	修正
	<u>東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から50kmに及んだ可能性があるとしており、今後、これを参考とし</u>

	<p><u>て、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。</u></p> <p><u>この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</u></p> <p><u>プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設のEALやOILの基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。</u></p> <p><u>本県独自の環境放射線拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。</u></p>
--	---

第7節 市町地域防災計画の作成、修正に対する協力（追加）

現行	修正追記
なし	<u>県は、関係市またはその他の市町が、原子力災害に関する地域防災計画の作成または修正する場合には協力するものとする。</u>

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

現行	修正
この計画に	原子力防災に関し、県、県警察。関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防

<p>基づく防災 対策に関し、 防災に関係 のある各機 関の処理す べき事務ま たは業務の 大綱は、滋賀 県地域防災 計画(風水害 等対策編)第 1章第2節に 定める「各機 関の実施責 任と処理す べき業務の 大綱」を基本 とし、次に定 める機関を 加えたもの とする。</p> <p>(表記載略)</p>	<p>災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする</p> <p>1. 滋賀県</p> <p>(1) 滋賀県防災会議原子力防災対策部会に関する事務</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収</p> <p>(4) 原子力防災専門官との連携</p> <p>(5) 原子力防災に関する組織の整備</p> <p>(6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有</p> <p>(7) 原子力防災に関する教育・訓練</p> <p>(8) 通信・連絡網の整備</p> <p>(9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備</p> <p>(10) 環境条件の把握</p> <p>(11) 災害状況の把握および伝達</p> <p>(12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務</p> <p>(13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表</p> <p>(14) 広報</p> <p>(15) 住民の退避・避難、立入制限等</p> <p>(16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請</p> <p>(17) 緊急時医療措置に関する事務</p> <p>(18) 飲食物等の摂取制限等</p> <p>(19) 緊急輸送および必要物資の調達</p> <p>(20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</p> <p>(21) 職員の被ばく管理</p>
---	---

- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (25) 広域応援の要請および受入れ
- (27) ボランティアの受入れ
- (28) 汚染の除去等
- (29) 各種制限措置の解除
- (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (31) 風評被害等の影響の軽減
- (32) 住民相談体制の整備
- (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (34) 心身の健康相談体制の整備
- (35) 物価の監視
- (36) 関係市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力
- (37) 関係市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

2. 滋賀県警察

- (1) 初動体制の確立
- (2) 食料等の備蓄および調達体制の確立
- (3) 関係機関との協力体制の確立
- (4) 非常時に活用できる通信体制の確立
- (5) 通信機能維持に向けた国への積極要望
- (6) 情報管理機能の強化

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(7) 関係機関との連絡体制の整備(8) 情報収集・連絡体制の整備(9) 避難住民の誘導(10) 広域交通管理体制の整備(11) 交通情報の提供体制の整備(12) 緊急通行車両に係る確認手続きの整備(13) 代替輸送手段の確保(14) 装備資機材の整備(15) 警察施設等の整備および維持管理(16) 共同訓練等の実施(10) 職員に対する教養(11) 警備体制の確立(12) 県および市町との連携(13) 情報収集活動(14) 避難指示等に係る措置(15) 住民の避難誘導および救助(16) 病院、障害者福祉施設等に対する支援(17) 被留置者等の避難誘導(18) 県の区域を越える避難への対応(19) 被災者の捜索および救出(20) 検視の身元確認、遺族等への遺体引き渡し等(21) 警戒区域等における立入制限措置(22) 職員の被爆管理 |
|---|

- (23) 通信手段の確保
- (24) 無線中継所機能の維持
- (25) 交通規制の実施
- (26) 緊急交通路確保のための措置
- (27) 交通規制等の周知徹底
- (28) 犯罪の予防検挙（避難、退避に分け、さらに期間などの事情も勘案して検討する必要がある。）
- (29) 被災住民等の安全安心の確保

3. 関係市

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理
- (2) 原子力防災専門官との連携
- (3) 原子力防災に関する組織の整備
- (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (5) 原子力防災に関する教育・訓練
- (6) 通信・連絡網の整備
- (7) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
- (8) 環境条件の把握
- (9) 災害状況の把握および伝達
- (10) 災害対策本部等に関する事務
- (11) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (13) 広報

	<ul style="list-style-type: none"> (14) 退避および避難に関する計画に関すること (15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (16) 緊急時医療措置に関すること (17) 飲食物等の摂取制限等 (18) 緊急輸送および必要物資の調達 (19) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (20) 職員の被ばく管理 (21) 災害救助法の要請 (22) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (23) 広域応援の要請および受入れ (24) 汚染の除去等 (25) 各種制限措置の解除 (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (27) 風評被害等の影響の軽減 (28) 住民相談体制の整備 (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (30) 心身の健康相談体制の整備 (31) 県の行う原子力防災対策に対する協力 4. 関係市以外の市町 (1) 関係市の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設
--	---

<p>(4) 広報</p> <p>5.3の市町を管轄する消防本部</p> <p>(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整</p> <p>(2) 住民の避難誘導、救助・救急等</p> <p>(3) 救急搬送に関すること</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること</p> <p>6.5以外の消防本部</p> <p>(1) 滋賀縣市町消防相互応援協定に基づく業務</p> <p>7.指定地方行政機関</p>	
近畿管区警察局	
近畿財務局 (大津財務事務所)	
近畿厚生局	
近畿農政局 (滋賀農政事務所)	
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	
近畿経済産業局	

近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	
近畿総合通信局	
滋賀労働局	
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所)	
8 . 自衛隊	
陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	
9 . 指定公共機関	
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社)	
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	
日本赤十字社 (滋賀県支部)	

日本放送協会 (大津放送局)	
西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (中部支社、金沢支社)	
日本通運株式会社 (大津支店)	
関西電力株式会社 (滋賀支店)	
関西電力 (株) 日本原子力発電 (株)	
10 . 指定地方公共機関	
近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 (大津運輸部) 信楽高原鐵道株式会社	
社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 社団法人滋賀県トラック協会	
社団法人滋賀県医師会	

	株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	
	社団法人滋賀県LPGガス協会	
	農業協同組合	
	森林組合	
	漁業協同組合	
	商工会議所・商工会等	
	新聞社等報道関係機関	
	学校法人	

第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策（追加）

現行	修正
なし	<p><u>原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、深刻な長期間にわたる影響をもたらすという点で極めて特異である。</u></p> <p><u>絶対安全が存在しないことを前提に、リスクと向き合って生き</u></p>

ていくためには、伝えることの難しいリスク情報を提示し、合理的な選択を行うことができるような社会を目指す努力が必要である。

このため、正しく知り、リスクを過小評価せず、十分に備えることにより被害の防止および軽減を図る。

(1) 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

県は、重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等、情報を迅速に把握し、関係市やその他の市町を通して住民に的確に伝達するよう努める。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果についてわかりやすく提供する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

県民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県の広報番組や出前講座の開催等の充実に努める。

放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努める。

学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努める。

(4) 防災業務関係者に対する研修

	<p><u>原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や緊急被ばく医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。</u></p> <p>(5) <u>防災訓練の実施</u></p> <p><u>原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。</u></p> <p>(6) <u>相談体制の整備</u></p> <p><u>県は、原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。</u></p>
--	--

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

現行	修正なし
本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。	(現行どおり)

第2節 原子力事業者の防災業務の把握

現行	修正なし
原子力事業者は、原子力事業所の運転等にあたり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)等の関係法令を遵守し、放射性物質または放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講じる。県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。	(現行どおり)

第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

現行	修正なし
<p>県は、原災法第7条第2項に基づき、隣接する市町に所在する原子力事業所（以下「原子力事業所」という。）に係る原子力事業者（第1章第4節に掲げる者。以下「原子力事業者」という。）が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つなどの観点から、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を行う。また、直ちに関係市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて関係市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。</p>	<p>（現行どおり）</p>

第2 防災要員の現況等の届出の受理

現行	修正なし
<p>1．原子力防災要員の現況 県は、原災法第8条第4項に基づき、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。</p> <p>2．原子力防災管理者等の選任等 県は、原災法第9条第5項および第6項に基づき、原子力事業</p>	<p>（現行どおり）</p>

<p>者から原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任の届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。</p> <p>3 . 放射線測定設備等の現況 県は、原災法第11条第3項および第4項に基づき、原子力事業者から放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。</p> <p>4 . 関係市への送付 県は、上記の届出を受理した場合は、関係市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。</p>	
---	--

第3 立入検査と報告の徴収

現行	修正なし
<p>1 . 原子力事業所への立入検査</p> <p>(1) 県は、必要に応じ、原災法第32条に基づき、原子力事業所への立ち入り検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかを確認する。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯する。</p>	<p>(現行どおり)</p>

<p>2. 原子力事業者からの報告の徴収</p> <p>県は、必要に応じ、原災法第31条に基づき、原子力事業者から防災業務についての報告を徴収する。</p>	
--	--

第3節 原子力防災専門官との連携

現行	修正なし
<p>県は、地域防災計画の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設（オフサイトセンター）」という。）における情報収集、住民等に対する情報伝達、事故時の連絡体制および緊急時の対応等について、原子力防災専門官に指導・助言を求めるなど、平常時より密接な連携を図る。</p>	<p>（現行どおり）</p>

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

現行	修正なし
<p>県は、国、市町、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。</p>	<p>（現行どおり）</p>

第1 情報の収集・連絡体制の整備

現行	修正
<p>1. 県と防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市、原子力事業所が所在する県（以下「所在県」という。）原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>(図)</p>	<p>1. 県と防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、<u>関係市およびその他の市町</u>、原子力事業所が所在する県（以下「所在県」という。）原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <pre> graph TD A[原子力事業所 (原子力防災管理者)] <--> B[滋賀県 (防災危機管理局)] C[国 (原子力防災専門官)] <--> B D[県警察] <--> B E[関係市] <--> B F[その他の市町] <--> B G[関係消防本部] <--> B H[所在県] --> B I[近畿管区警察局滋賀県情報通信部] --- D J[関係市] --> B </pre>

<p>2．情報収集・連絡要員の指定 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。</p> <p>3．連絡調整機関の設置 県は、県および関係市町による連絡調整機関を設置し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。</p> <p>4．機動的な情報収集体制 県は、機動的な情報収集活動を行うため、関係市町等と協力し、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>2．情報収集・連絡要員の指定 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。</p> <p>3．連絡調整機関の設置 県は、県および<u>関係市ならびにその他の市町</u>による連絡調整機関を設置し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。</p> <p>4．機動的な情報収集体制 県は、機動的な情報収集活動を行うため、<u>関係市およびその他の市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備</u>を図る。</p> <p>5．<u>非常通信協議会との連携</u> 県は、<u>県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得ながら非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進</u>を図る。</p>
---	---

第2 情報の分析整理

現行	修正なし
<p>1．人材の育成・確保 県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。</p> <p>2．専門家による支援 県は、収集した情報の分析整理にあたり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。</p> <p>3．原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。</p> <p>4．防災対策上必要な資料の収集・蓄積 県は、関係市と協力して、応急対策の的確な実施にあたり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第3 通信手段の確保

現行	修正
----	----

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網の整備に努める。

1．県と国との間の通信連絡網の整備

県は、国と調整を図り、対策拠点施設（オフサイトセンター）と県との間の通信連絡回線等の整備・維持に努める。

2．県と関係市町との間の通信連絡網の整備

県は、関係市と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

3．移動通信系の機器の整備

県は、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

1．県と国との間の通信連絡網の整備

県、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部は、国と調整を図り、対策拠点施設（オフサイトセンター）と県との間の通信連絡回線等の整備・維持に努める。

2．県と関係市との間の通信連絡網の整備

県、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部は、関係市と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

3．移動通信系の機器の整備

県は、県警察、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

4．災害時優先電話等の活用

県および県警察は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

	<p><u>5. 運用方法の習熟</u> <u>県は、災害用に配備されている通信系機器については、近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、その運用方法について習熟に努める。</u></p> <p><u>6. ネットワーク機器の停電対策</u> <u>県は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。</u></p> <p><u>7. 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持</u> <u>県は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDIネットワークシステム」という。)の整備・維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図る。</u></p>
--	---

第4 モニタリング体制等 第5節から移行

現行	修正
<p>県は、原子力事業所からの放射性物質または放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時の県モニタリング」という。)を実施することとし、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、影響評価に用いる比較データの収集に努める。</p>	<p>県は、緊急時における<u>原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時より環境放射線モニタリングを実施することとし、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、影響評価に用いる比較データの収集に努める。また、緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)実施体制を整備する。</u></p>

1．県モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時における県モニタリング計画を策定する。また、県モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ県モニタリング実施要領を策定する。

2．モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時または緊急時における県下の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するため、積算線量計、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3．モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

県は、緊急時の県モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員およびその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

4．平常時における環境放射線モニタリングの実施

1．環境放射線モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、環境放射線モニタリング計画を策定するとともに、モニタリング体制の整備に努める。また、県は活動を行うための環境放射線モニタリング実施要領を策定する。

2．モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時または緊急時における県下の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3．モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員およびその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

なお、各班を以下のとおり置く。

(1)企画統括班

(2)情報収集記録班

(3)モニタリング班

4．平常時における環境放射線モニタリングの実施

<p>県は、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時より県下における環境放射線モニタリングを実施する。</p> <p>5．関係機関との協力体制の整備</p> <p>県は、国、原子力事業者、所在県等と緊急時の県モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。</p> <p>6．国の緊急時放射線影響予測システムの活用</p> <p>県は、緊急時の放射線影響予測にあたり、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（<u>SPEEDI</u>ネットワークシステム）等による予測データが活用できるよう、あらかじめ国と調整を行う。</p>	<p>県は、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時より県下における環境放射線モニタリングを実施する。</p> <p>5．関係機関との協力体制の整備</p> <p>県は、国、原子力事業者、所在県等と緊急時の<u>環境放射線モニタリング</u>に関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。</p> <p>6．国の緊急時放射線影響予測システムの活用</p> <p>県は、<u>国、関係市、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム</u>(<u>SPEEDI</u>ネットワークシステム)による<u>予測データの活用</u>を図る。</p>
---	---

第5節 災害応急体制の整備

現行	修正なし
<p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

現行	修正
<p>1. 情報収集・連絡活動のために必要な体制</p> <p>県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。</p> <p>2. 災害警戒本部体制等の整備</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合または原災法第15条第2項に基づき隣接する市町に所在する原子力事業所に係る原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発出</p>	<p>1. <u>応急活動のための必要な体制</u></p> <p>県は、<u>重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。</u></p> <p>2. <u>職員参集体制の整備</u></p> <p>県は、<u>職員の非常参集体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>3. <u>職員配備体制等の整備</u></p> <p>県は、<u>緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p>(1)<u>警戒配備体制等の整備</u></p> <p>県は、<u>重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。</u></p> <p>(2)<u>災害警戒本部体制等の整備</u></p> <p>県は、<u>原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに副知事を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部につい</u></p>

された場合は、直ちに警戒態勢をとるために必要な本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、職員の参集・配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

(1) 特定事象対策本部体制

県は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、または特定事象発生のおそれがあると防災危機管理監が認めた場合は、防災危機管理監を本部長とする特定事象対策本部を設置するとともに、湖北および高島環境・総合事務所にそれぞれ特定事象対策地方本部を設置する。

県本部体制

(図)

地方本部体制

(図)

(2) 災害警戒本部体制

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、または原子力災害時の応急対策にあたり副知事が必要と認めた場合は、副知事を本部長とする災害警戒本部を設置するとともに、湖北および高島環境・総合事務所にそれぞれ災害警戒地方本部を設置する。

県本部体制

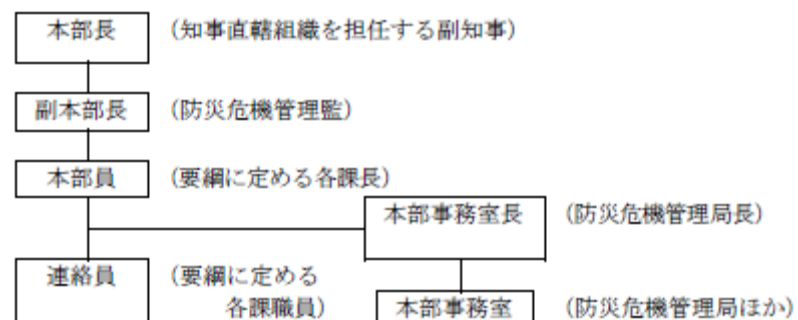
(図)

地方本部体制

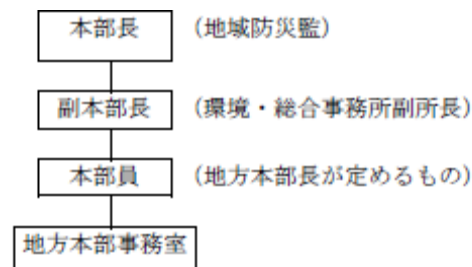
(図)

ても同様の準備をあらかじめ行う。

県本部体制



地方本部体制

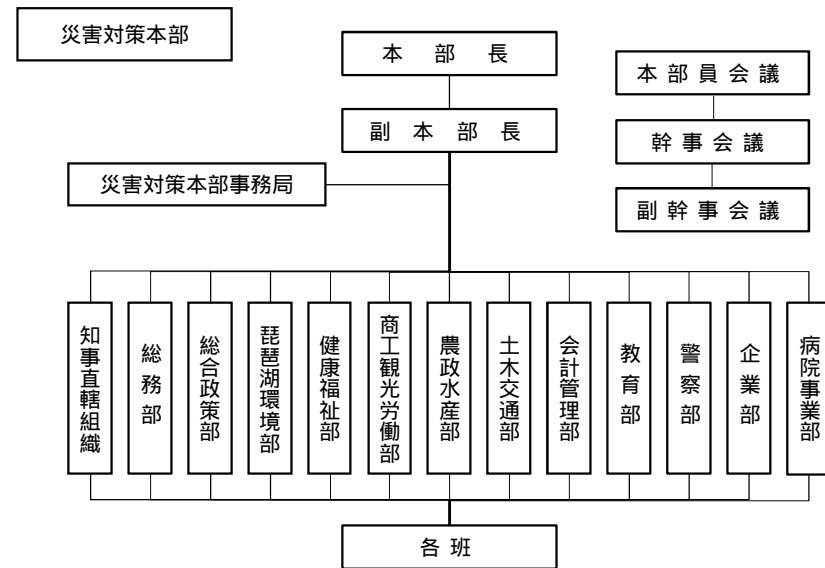


(3) 災害対策本部体制等の整備

県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象(以下「特定事象」という。)発生の通報等を受け、知事が災害対策本部の

設置を必要と認めた場合、ならびに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、直ちに知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

県本部体制



地方本部体制

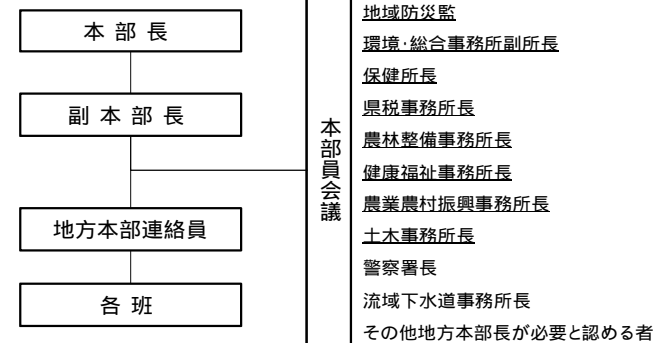
3．現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が対策拠点施設（オフサイトセンター）において開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、現地に配置される原子力防災専門官等と協議し、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設（オフサイトセンター）への派遣手段等を定めておく。

4．原子力災害合同対策協議会との連携

県は、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会との連携について、あらかじめ安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）および所在県と調整を行う。

災害対策地方本部



4．現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が対策拠点施設（オフサイトセンター）において開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、現地に配置される原子力防災専門官等と協議し、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設（オフサイトセンター）への派遣手段等を定めておく。

5．原子力災害合同対策協議会との連携

県は、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会との連携について、あらかじめ安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）および所在県と調整を行う。

第2 防災関係機関相互の連携体制

現行	修正なし
<p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする安全規制担当省庁、関係府県、関係市町、警察本部、関係消防本部、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第3 応援協力体制等

現行	修正なし
<p>県は、緊急時における応急対策の実施にあたって、必要に応じ原子力事業者、国、他府県等からの応援および協力が得られるよう、協力の内容等についてあらかじめ調整を行う。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第4 専門家の確保等 第5から第4へ繰り上げ

現行	修正なし
<p>1. 専門家の確保 県は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらか</p>	<p>(現行どおり)</p>

<p>じめ定める。</p> <p>2. 国に対する支援要請</p> <p>県は、原子力事業者より特定事象発生のお知らせを受けた場合等に、事態の把握のため、国に対して専門知識等に関する支援が求められるよう、あらかじめ国と必要な調整を行う。</p>	
--	--

第5 自衛隊派遣要請体制 (追加)

現行	修正
なし	<u>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</u>

第6節 住民等への情報伝達・相談体制の整備

第1 情報提供項目

現行	修正
<p>県は、国および関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、関係市の住民等に伝達すべき情報および県下全域に向けて提供すべき情報の項目について整理しておく。</p> <p>伝達情報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害および現地における応急対策の状況 	<p>県は、国、<u>県警察</u>および関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、関係市の住民等に伝達すべき情報および県下全域に向けて提供すべき情報の項目について整理しておく。</p> <p>伝達情報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害および現地における応急対策の状況

<ul style="list-style-type: none"> ・県下における影響の有無やその程度 ・県や国等が講じている応急対策に関する情報 ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下における影響の有無やその程度 ・県や国等が講じている応急対策に関する情報 ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等 ・<u>環境放射線リアルタイムモニタリングデータ</u> ・<u>環境試料モニタリングデータ</u> ・<u>モニタリングカーにより収集したデータ</u> ・<u>原子力事業者の測定データ</u> ・<u>福井県常時監視システムデータ</u> ・<u>京都府常時監視システムデータ</u> ・<u>文部科学省環境放射線ポータルサイト</u> ・<u>(独)放射線医学総合研究所のサイト</u> ・<u>(財)原子力安全研究協会のサイト</u> 等 <p>また、<u>県は環境放射線モニタリングの情報提供のため環境放射線ポータルサイトの整備に努める。</u></p>
---	---

第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

現行	修正
<p>県は、必要な情報伝達が常に行えるよう、情報伝達に係る体制および県防災行政無線等の整備を図る。</p>	<p>県は、<u>防災行政無線、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を併用するとともに地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。</u></p>

第3 災害時要援護者への情報伝達

現行	修正
<p>県は、原子力災害の特殊性を考慮して、国および関係市と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>県は、原子力災害の特殊性を考慮して、<u>国と連携し、関係市</u>の行う<u>高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者および一時滞在者への情報伝達について</u>、<u>周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら、円滑に行われる体制を平常時から整備されるよう必要な協力を努める。</u></p> <p><u>なお、在宅要援護者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅要援護者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう、必要な協力を行う。</u></p>

第4 メディアの活用

現行	修正なし
<p>県は、県下全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用を努める。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第5 相談窓口の整備

現行	修正なし

<p>県は、国および関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>「 情報伝達経路図」省略</p>	<p>(現行どおり)</p>
--	----------------

第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

現行	修正
<p>1. 県は、国、関係市および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。</p> <p>放射性物質および放射線の特性に関すること</p> <p>原子力事業所の概要に関すること</p> <p>原子力災害とその特性に関すること</p> <p>放射線による健康への影響および放射線防護に関すること</p> <p>本県の平常時における環境放射線の状況に関すること</p> <p>緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</p>	<p>1. 県は、<u>県警察</u>、国、関係市および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と<u>情報共有</u>のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。</p> <p>放射性物質および放射線の特性に関すること</p> <p>原子力事業所の概要に関すること</p> <p>避難等施設の位置</p> <p>原子力災害とその特性に関すること</p> <p><u>放射線による健康への影響および放射線防護に関すること</u></p> <p><u>本県の平常時における環境放射線の状況に関すること</u></p> <p><u>緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</u></p> <p><u>屋内退避や避難に関すること</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤の服用に関すること</u></p> <p><u>緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること</u></p> <p><u>避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること</u></p> <p><u>放射性物質による汚染の除去に関すること</u></p>

<p>2. 県は、関係市が住民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。</p>	<p>2. 県は、市町が住民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し必要な助言を行う。</p>
---	---

第8節 防災業務関係者に対する研修

現行	修正
<p>県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について防災業務関係者に対する研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災体制および組織に関すること 原子力事業所の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること モニタリング実施方法および機器に関すること 原子力防災対策上の諸設備に関すること 緊急時に県や国等が講じる対策の内容 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること と その他緊急時対応に関すること 	<p>1. 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について<u>原子力災害合同対策協議会要員、災害対策本部員、緊急時モニタリング要員、緊急被ばく医療活動要員</u>など防災業務関係者に対する研修を実施する。 <u>なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災体制および組織に関すること 原子力事業所の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること <u>放射性物質および放射線の測定方法ならびに機器を含む防護対策上の諸設備に関すること</u> 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること

	<p>と</p> <p><u>放射線医療に関すること</u></p> <p>その他緊急時対応に関すること</p> <p><u>2. 原子力事業者は、県及び市町を行う研修に協力し、県および市町から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣するよう努める。</u></p>
--	--

第9節 防災訓練の実施等

第1 訓練計画の策定および実施

現行	
<p>県は、関係市町、原子力事業者と連携し、また国、専門家等の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素ごと、または各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <p>災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練</p> <p>緊急時通信連絡訓練</p> <p>緊急時の県モニタリング訓練</p> <p>住民等に対する情報伝達訓練</p>	<p>(平成24年度 見直し)</p>

第2 総合的な防災訓練への参加

現行	
<p>県は、安全規制担当省庁および所在県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練への参加に努める。</p>	<p>(平成24年度 見直し)</p>

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

現行	修正
<p>本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応および同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p>	<p>本章は、<u>緊急時の通報および</u>原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応<u>ならびに</u>同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p>

第2節 情報の収集・緊急連絡体制

現行	修正なし
<p>県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、特定事象または原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係市等に連絡する。</p>	<p>県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、特定事象または原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係市等に連絡する。</p>

第1 緊急時や特定事象発生情報等の連絡

現行	修正
<p>1. 特定事象発生等の通報</p> <p>原子力事業所の原子力防災管理者は、特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ県警察本部等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとし、さらに、県をはじめ主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。併せて原子力事業者は、特定事象の発見または発見の通報を受けた場合、その旨を関係市へも連絡する。なお、原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業所において原子力災害が発生するおそれがあるとして原子力防災体制を発令した場合には、県にその旨を連絡する。</p>	<p><u>1. 原子力防災管理者が行う通報連絡</u></p> <p><u>原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、または原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときなどの緊急時に該当する場合は、県をはじめ主要な機関に対して連絡する。併せて原子力事業者は、関係市へも連絡する。</u></p> <p>2. 特定事象発生等の通報</p> <p>原子力事業所の原子力防災管理者は、特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ県警察本部等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとし、さらに、県をはじめ主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。併せて原子力事業者は、特定事象の発見または発見の通報を受けた場合、その旨を関係市へも連絡する。</p>

2．原子力緊急事態宣言発出の連絡

安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報等について関係機関に連絡することとされており、県は、それらの情報を積極的に収集する。なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

緊急事態応急対策を実施すべき区域

原子力緊急事態の概要

緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

3．原子力保安検査官等からの連絡

原子力保安検査官等、現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、所在県、原子力施設が所在する市町村に連絡することとされている。

4．受信事項等の連絡

県は、原子力事業者および安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項あるいは自ら収集した情報について、関係市町等に、その必要性に応じて連絡する。

各連絡系統図

3．原子力緊急事態宣言発出の連絡

安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報等について関係機関に連絡することとされており、県は、それらの情報を積極的に収集する。なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

緊急事態応急対策を実施すべき区域

原子力緊急事態の概要

緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

4．原子力保安検査官等からの連絡

原子力保安検査官等、現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、所在県、原子力施設が所在する市町村に連絡することとされている。

5．受信事項等の連絡

県は、原子力事業者および安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項あるいは自ら収集した情報について、関係市等に、その必要性に応じて連絡する。

第2 応急対策活動情報の連絡等

現行	修正
<p>1．特定事象発生後の連絡等</p> <p>(1) 原子力事業者からの連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ県警察本部等に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動および事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>(2) 安全規制担当省庁との連絡</p> <p>県は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、</p>	<p><u>1．緊急時通報後の連絡</u></p> <p><u>原子力事業者は、緊急時通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。なお、この連絡は、県、関係市および原子力防災専門官に対し行う。</u></p> <p><u>2．特定事象発生後の連絡等</u></p> <p>(1)原子力事業者からの連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ県警察等に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動および事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>(2)安全規制担当省庁との連絡</p> <p>県は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自</p>

<p>自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。</p> <p>(3) 関係市等との連絡</p> <p>県は、関係市町等との間において、原子力事業者および安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。</p> <p>2. 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等</p> <p>(1) 県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県が行う応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(2) 県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>(3) 県は、関係市等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。</p>	<p>ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。</p> <p>(3)関係市等との連絡</p> <p>県は、関係市等との間において、原子力事業者および安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。</p> <p>3. 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等</p> <p>(1)県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、<u>継続的に災害情報を共有し</u>、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(2)県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>(3)県は、関係市等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。</p>
--	--

第3 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

現行	修正
<p>1．特定事象発生 of 通報を受けた場合 of 対応</p> <p>県は、県下における影響 of 把握という観点から、平常時 of モニタリングを強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議および現事故対策会議に連絡する。</p> <p>さらに、緊急時 of 県モニタリング of 準備を開始する。</p> <p>2．原子力緊急事態宣言発出後 of 対応</p> <p>(1) 県は、県下における放射性物質または放射線に関する情報を得るために、緊急時 of 県モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、モニタリング結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡する。また、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、その結果を連絡する。</p>	<p><u>1．緊急時通報後 of 連絡を受けた場合 of 対応</u></p> <p><u>県は、県下における影響 of 把握という観点から、空間線量率等連続観測局（モニタリングポスト） of 監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡する。</u></p> <p><u>2．特定事象発生 of 通報を受けた場合 of 対応</u></p> <p>県は、県下における影響 of 把握という観点から、平常時 of モニタリングを強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議および現事故対策会議に連絡する。</p> <p>さらに、緊急時 of <u>環境放射線モニタリング of 準備</u>を開始する。</p> <p><u>3．原子力緊急事態宣言発出後 of 対応</u></p> <p>(1) 県は、県下における放射性物質または放射線に関する情報を得るために、<u>環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを行う。</u>実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、現地災害対策本部および関係市等に必要に応じ連絡する。また、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、その結果を連絡し、<u>原子力防災専門官を通じて国へ連絡する。</u></p>

(2) 県は、緊急時の県モニタリングの実施にあたっては、防災指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。	(2) 県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施にあたっては、防災指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。
---	---

第4 地震発生時の連絡等

現行	修正
<p>(1) 原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町において震度5強以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度5強相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について異常の有無に関わらず、県に連絡する。</p> <p>(2) 県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて関係市および関係防災機関等に連絡する。</p>	(現行どおり)

第5 緊急時モニタリング (追加)

現行	修正(新)
なし	<p><u>1. 緊急時モニタリングの内容の決定</u></p> <p><u>県は、現状の把握及び緊急時モニタリングの内容の決定のため、対応する班が、次に掲げる事項について、情報収集及び分析を行う。</u></p> <p><u>企画統括班は情報収集記録班が収集した広域モニタリング情報を分析するとともに、SPEEDI等による次の予測結果に基づいて緊急時モ</u></p>

モニタリングの内容を決定する。

(1)空間放射線量の最大線量率出現地点及び地域分布

(2)大気中放射性ヨウ素の最大濃度出現地点及び地域分布

(3)予測被ばく線量の地域分布及びその時間変化

なお、緊急時モニタリングの内容の決定に当たっては、主にSPEEDIによる予測計算結果を利用する。初期の段階等で計算結果が入手できない場合は、次の方法を用いる。

(1)SPEEDIがこれまでに配信済の予測計算結果を利用する。

(2)高浜発電所、敦賀発電所、美浜発電所、大飯発電所等が行う予測計算結果を利用する。

(3)「原子力安全委員会平成20年3月：環境放射線モニタリング指針」に基づく簡易計算法による計算結果を利用する。

情報収集記録班は次の情報を収集し、企画統括班に提出するとともに、関係機関との通信連絡を実施する。

(1)広域モニタリング情報

(2)異常事態通報（原子力事業者からの報告）

(3)気象情報（テレメータシステム、彦根地方気象台、気象協会ワイイン総合気象情報、関西電力(株)、日本原子力発電(株)および(独)日本原子力研究開発機構）

(4)SPEEDI等による予測計算結果

(5)収集した情報及び解析結果の記録並びに整理

(6)災害対策本部およびオフサイトセンターとの通信連絡

2．第1段階のモニタリングの実施

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力事業者からの事故発生通報及び放出源情報、文部科学省から配信されるSPEEDI予測計算結果、オフサイトセンターからの連絡、広域モニタリング情報等に基づき、屋内退避、避難収容等の防護活動、飲料水、飲食物の摂取制限等の要否の判断に必要な次の事項について第1段階のモニタリングを速やかに実施する。

- (1)ダストサンプラーを装備した上で、モニタリングカーによる大気中の放射線の測定
- (2)一部の飲食物のGe検出器によるガンマ線放出核種の測定
- (3)飲料水水源（琵琶湖の取水口付近）でのモニタリング
- (4)放射能影響予測（SPEEDI）結果の活用
- (5)その他必要な事項

3．第2段階のモニタリング

県は、事故状態の予測が確実になり、かつ放射性物質又は放射線の放出が減少又は終息したと認めるときは、第1段階のモニタリングを終了し、周辺環境に対する放射性物質及び放射線の全般的な影響の評価等を行うため、次の事項について第2段階のモニタリングを実施する。

- (1)積算線量および空間放射線量率の測定
- (2)食品等の摂取による内部被ばくを評価するための試料等のGe検

	<p><u>出器によるガンマ線放出核種の測定</u></p> <p><u>(3)周辺住民が被ばくしたとみられる外部被ばく実効線量、甲状腺などの等価線量などの評価を行う。</u></p> <p><u>(4)その他必要な事項</u></p> <p><u>4. 緊急時モニタリングの評価、終了等</u></p> <p><u>(1)緊急時モニタリング結果の評価</u> <u>県は、第1段階及び第2段階のモニタリングの結果について評価を行い、その結果を災害対策本部へ報告する。</u></p> <p><u>(2)緊急時モニタリングの終了</u> <u>県は、事故が完全に終息したことを確認したときは、オフサイトセンターと連携し、緊急時モニタリングの総括評価結果を取りまとめるとともに、事後モニタリングの内容を決定する。</u></p> <p><u>(3)緊急時モニタリング結果の公表</u> <u>緊急時モニタリングの結果の公表は、災害対策本部において行う。</u></p>
--	--

第3節 活動体制の確立

第1 動員体制 (追加)

現行	修正
なし	職員の動員配備の基準は、別表によるものとする。

		配備レベル	配備体制
	【フェーズ1】	<p>(1)重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報を収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。</p> <p>(2)その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき</p>	<p>警戒配備 参集する所属 ・防災危機管理局 (警戒2号体制班による配備)</p>
	【フェーズ2】	<p>(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2)原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。</p> <p>(3)原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(4)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(5)その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>災害警戒本部の設置 本部長=副知事 副本部長=防災危機管理監 本部員=14 課長</p>

	<p>【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象</p>	<p>(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4)その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部の設置 本部長=知事 副本部長=副知事 本部員=防災危機管理監、各部長等</p>
	<p>【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言</p>	<p>(1)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。</p>	

第2 警戒配備時の活動体制 (追加)

現行	修正(新)
なし	<p>1. <u>警戒配備体制の決定</u> <u>重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、もしくは防災危機管理監が必要と認めた場合、警戒配備体制を決定する。</u></p> <p>2. <u>業務内容</u> <u>関係する職員は、情報の収集を行う。</u></p> <p>3. <u>警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡</u></p>

	<p><u>警戒配備体制を決定した場合、防災危機管理監は、県内市町、県防災会議構成団体、安全規制担当省庁および原子力防災専門官にその旨を連絡する。</u></p> <p>4. <u>警戒配備の解除基準</u></p> <p>(1)<u>原子力事業所の事故が終結したとき。</u></p> <p>(2)<u>事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。</u></p>
--	---

第3 緊急時通報受信時の活動体制 (追加)

現行	修正(新)
なし	<p><u>1. 災害警戒本部の設置基準</u></p> <p>(1)<u>原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</u></p> <p>(2)<u>原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。</u></p> <p>(3)<u>原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</u></p> <p>(4)<u>福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</u></p> <p>(5)<u>その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</u></p> <p><u>県は、国、県警察、関係市および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また情報収集・連絡を円滑に行うため連</u></p>

絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害警戒本部および同地方本部を設置し、警戒体制をとるものとする

2. 県（災害警戒本部長）は、県や、関係市等の初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部会議を招集する。

3. 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

(1)災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたと

認めたと

4. 災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

災害警戒本部の組織図、

災害警戒本部の配備体制、

災害警戒本部の分掌事務は下表のとおり

班	分掌事務
総務・広報班	警戒本部所掌事務の基本方針に関すること 本部員、連絡員会議の開催に関すること 各班事務の総括に関すること 地方本部との連絡調整に関すること 本部付職員の服務に関すること

		災害関係の広報活動に関すること 報道機関に対する災害情報の提供に関すること その他警戒本部の庶務に関すること	
	情報班	災害情報の収集整理に関すること 報道機関に対する各種資料の作成に関すること 県の災害応急対策の実施状況の把握に関すること 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握に関すること	
	無線通信・連絡調整班	防災行政無線による連絡の確保に関すること 災害情報の地方本部等への提供に関すること 消防庁等への報告に関すること	
地方本部の設置場所、所掌事務は下表のとおり			
	地方本部	設置場所	分掌事務
	湖北地方本部	湖北環境・総合事務所	管内市町及び関係機関との連絡調整に関すること
	高島地方本部	高島環境・総合事務所	現地における対応及び連絡調整に関すること

第4 特定事象発生時の活動体制

現行	修正
1. 特定事象対策本部の設置等	<u>1. 災害対策本部の設置基準</u> <u>(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</u> <u>(2)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</u>

<p>県は、特定事象発生の際の通報を受けた場合または特定事象発生のおそれがあると防災危機管理監が認めた場合は、国、関係市町および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、情報収集・連絡を円滑に行うため、特定事象対策本部および同地方本部を設置する。特定事象対策本部等の組織および運営は「滋賀県原</p>	<p>(3)<u>原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、5 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</u></p> <p>(4)<u>福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</u></p> <p>(5)<u>その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</u></p> <p><u>2. 災害対策本部の設置</u></p> <p>(1)<u>県は、特定事象発生の際の通報を受けた場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を設置する。知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事、防災危機管理監の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。</u></p> <p>(2)<u>災害対策本部内に副知事を本部長とする現地災害対策本部を組織し、対策拠点施設内に設置する。副知事不在の場合は、防災危機管理監、局長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。</u></p> <p>(3)<u>同じく、災害対策本部内に高島環境・総合事務所長を本部長とする高島地方本部を組織し、高島市内に設置する。高島環境・総合事務所長が不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。</u></p> <p>(4)<u>また、湖北環境・総合事務所長を本部長とする湖北地方本部を組織し、長浜市内に設置する。湖北環境・総合事務所長が不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。</u></p> <p>(5)<u>災害対策本部等の運営は「滋賀県災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。</u></p> <p>(6)<u>なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。</u></p> <p><u>3. 情報収集連絡体制の確立</u></p> <p><u>県は、特定事象発生の際の通報を受けた場合または特定事象発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、関係市町および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また情報収集・連絡を円滑に行うため連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害対策本部および同地方本部を設置する。</u></p>
---	--

<p>子力事業所等 特定事象対策 本部運営要綱」 の定めるところによる。</p> <p>2．情報収集連絡体制の確立</p> <p>県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。</p>	<p><u>4．現地事故対策連絡会議との連携</u></p> <p>県は、<u>国等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設（オフサイトセンター）へ派遣し、現地事故対策連絡会議と連携を図る。</u></p> <p>県は、<u>派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。</u></p> <p><u>5．災害対策本部体制の解除</u></p> <p>災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>(1)<u>原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</u></p> <p>(2)<u>災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</u></p> <p><u>6．災害対策本部等の組織、配備体制等</u></p> <p>災害対策本部等の組織、構成、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。</p> <p>災害対策本部の組織災害対策本部の配備体制、 災害対策本部の掌握事務は下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="501 954 2022 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 954 819 1050">部 (部長・副部長充当職)</th> <th data-bbox="819 954 1299 1050">班 (班長充当職)</th> <th data-bbox="1299 954 2022 1050">任務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1050 819 1198">知事直轄組織部長 (知事公室長) 副部長 (防災危機管理監) (管理監)</td> <td data-bbox="819 1050 1299 1198">秘書班 (秘書課長)</td> <td data-bbox="1299 1050 2022 1198"> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書および特命に関すること ・罹災地の各種陳情および慰問・見舞に関すること ・主要来県者の接遇に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1198 819 1305"></td> <td data-bbox="819 1198 1299 1305">広報班 (広報課長)</td> <td data-bbox="1299 1198 2022 1305"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の広報に関すること ・報道機関との連絡調整と資料・情報の提供に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長・副部長充当職)	班 (班長充当職)	任務分担	知事直轄組織部長 (知事公室長) 副部長 (防災危機管理監) (管理監)	秘書班 (秘書課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書および特命に関すること ・罹災地の各種陳情および慰問・見舞に関すること ・主要来県者の接遇に関すること 		広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の広報に関すること ・報道機関との連絡調整と資料・情報の提供に関すること
部 (部長・副部長充当職)	班 (班長充当職)	任務分担								
知事直轄組織部長 (知事公室長) 副部長 (防災危機管理監) (管理監)	秘書班 (秘書課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書および特命に関すること ・罹災地の各種陳情および慰問・見舞に関すること ・主要来県者の接遇に関すること 								
	広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の広報に関すること ・報道機関との連絡調整と資料・情報の提供に関すること 								

<p>3. 現地事故対策連絡会議との連携</p> <p>県は、国等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設（オフサイトセンター）へ派遣し、現地事故対策連絡会議と連携を図る。</p>		<p>防災危機管理班 （防災危機管理局副局長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部の設置・運営に関する事 ・ 原子力災害合同対策協議会に関する事 ・ 災害状況の把握に関する事 ・ 国に対する報告及び連絡調整に関する事 ・ 関係市町との連絡調整に関する事 ・ 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ・ 環境放射線モニタリング班の編制に関する事
	<p>総合政策部</p>	<p>企画調整班 （企画調整課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合政策部関係被害のとりまとめに関する事 ・ 法令規定に基づいて作成する諸計画と地域防災計画との調整に関する事 ・ その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整
		<p>県民活動生活班 （県民活動生活課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における生活関連物資の受給の円滑化および価格の安定に関する事 ・ 地域安全対策に関する事 ・ ボランティア等の支援に関する事
		<p>文化振興班 （文化振興課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設等の災害対策に関する事
		<p>男女共同参画班 （男女共同参画課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他班実施事項の応援
<p>4. 特定事象対策本部体制の解除</p> <p>特定事象対</p>			

<p>策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>災害警戒本部が設置されたとき。</p> <p>本部長が、特定事象に係る応急対策の必要がなくなつたと認めるとき。</p>		<p>人権施策推進班 (人権施策推進課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の視点の確保に関する事
		<p>情報政策班 (情報政策課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機及びネットワークの災害対策に関する事 ・びわ湖情報ハイウェイに関する事
		<p>統計班 (統計課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他班実施事項の応援
	<p>総務部 部長 (総務部長)</p> <p>副部長 (理事) (総務部次長) (管理監)</p>	<p>総務班 (総務課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県有財産の応急対策および被害調査に関する事 ・県有車輛の災害対策のための配車に関する事 ・庁内施設(電話・電気等)の使用管理に関する事 ・県立大学の災害対策に関する事 ・私立学校の災害対策に関する事 ・災害関係文書物品の受付配布および発送に関する事
		<p>人事班 (人事課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・災害関係職員の動員派遣に関する事 ・災害派遣職員の身分取扱いに関する事 ・公務災害補償に関する事 ・災害派遣職員等の応急宿舎に関する事 ・その他部内の業務であつて、他の班に属さない事項に関する事および部内の調整
		<p>財政班 (財政課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の予算に関する事 ・他班実施事項の応援

		税政班 (税政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う県税の減免等の調査に関すること ・他班実施事項の応援
		自治振興班 (自治振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う罹災市町の行政指導に関すること ・他班実施事項の応援
		検査班 (検査課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・他班実施事項の応援
		事業班 (事業課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・競艇場施設の災害対策に関すること ・他班実施事項の応援
	琵琶湖環境部 部長 (琵琶湖環境部長) 副部長 (琵琶湖環境部次長) (管理監) (技監)	環境政策班 (環境政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖環境部内関係の被害のとりまとめに関すること ・その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
		琵琶湖政策班 (琵琶湖政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖水のモニタリングに関すること ・他班実施事項の応援
		温暖化対策班 (温暖化対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・他班実施事項の応援
		循環社会推進班 (循環社会推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理等に関すること ・他班実施事項の応援
		下水道班 (下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の災害対策に関すること
		森林政策班 (森林政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・林業施設の災害対策に関すること ・災害復旧用木材に関すること ・被災者に対する林業、金融の調査に関すること ・他班実施事項の応援

		森林保全班 (森林保全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧用種苗の需給調整に関すること ・林産物の出荷制限に関すること
		自然環境保全班 (自然環境保全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の災害対策に関すること ・他班実施事項の応援
	健康福祉部 部長 (健康福祉部長) 副部長 (健康福祉部次長) (管理監) (技監) (子ども・青少年局長)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の全般的な企画および救助事務を所掌する各班調整に関すること ・健康福祉部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・被災者の生活保護に関すること ・救護施設の災害対策に関すること ・被災者に対する世帯更正事業に関すること ・義援金品の交付、保管及び配布に関すること ・日本赤十字社滋賀県支部との連絡に関すること ・生活福祉資金に関すること ・災害ボランティアの支援に関すること
		健康推進班 (健康推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるその他医療予防に関すること ・福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対策に関すること ・災害時における栄養指導に関すること ・災害時における健康相談に関すること ・緊急時モニタリングに関すること ・他班実施事項の応援。

		<p>元気長寿福祉班 (元気長寿福祉課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設および介護保険施設の全般的な災害対策に関すること ・被災老人および被災老人世帯の援護に関すること ・他班実施事項の応援
		<p>障害者自立支援班 (障害者自立支援課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センターを除く) 身体障害者更生援護施設および知的障害者援護施設の災害対策に関すること ・他班実施事項の応援
		<p>医務薬務班 (医務薬務課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療助産(災害救助法に基づく医療および助産を含む) に関すること ・医療施設の災害対策および連絡調整に関すること ・災害対策医療器材、医療薬品等の需給調整および救護医療品の受領、保管、配分に関すること ・緊急時被ばく医療体制に関すること ・ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
		<p>生活衛生班 (生活衛生課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の災害対策に関すること ・災害時における食品衛生および環境衛生に関すること ・災害時における墓地・埋葬(災害救助法に基づく埋葬を含む) に関すること ・水源の取水停止の指示に関すること。 ・飲料水の摂取制限の指示に関すること。

			・飲料水、生活用水の供給に関する事。
		医療保険班 (医療保険課班)	・他班実施事項の応援。
		子ども・青少年班 (子ども・青少年局長)	・児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター)および婦人保護施設の災害対策に関する事 ・被災児童および被災母子世帯の援護に関する事 ・他班実施事項の応援
	商工観光労働部 部長 (商工観光労働部長) 副部長 (商工観光労働部次長) (管理監) (技監)	商工政策班 (商工政策課長)	・商工観光労働部関係の被害報告のとりまとめに関する事 ・被災商工業者等に関する金融調査に関する事 ・災害時における生活関連物資の確保に関する関係団体との連絡調整 ・その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整
		商業振興班 (商業振興課長)	・中小企業関係施設等の災害対策および連絡調整に関する事
		新産業振興班 (新産業振興課長)	・他班実施事項の応援
		観光交流班 (観光交流局長)	・観光資源、観光施設等の災害対策に関する事 ・被災外国人および被災外国人世帯の援護に関する事 ・災害対策活動に協力する外国人の受入等調整に関する事

			こと
		労働雇用政策班 (労働雇用政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係団体への連絡調整に関すること 他班実施事項の応援
	農政水産部 部長 (農政水産部長) 副部長 (農政水産部次長) (技監)	農政班 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農政水産部関係の被害報告のとりまとめに関すること 農業協同組合施設の災害対策および連絡調整に関すること 被災農家に対する融資の調査に関すること その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関すること
		農業経営班 (農業経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の出荷制限等に関すること 災害に伴う農作物のモニタリングに関すること 災害における肥料、農薬等農業資材等の需給調整に関すること 農作物、農業施設等の災害対策に関すること 災害時における特産関係応急資材の需給調整に関すること 災害用主要食糧の需給調整(災害救助法に基づく炊き出し等のための主食類の調達配分を含む)および救援食料品の保管配分に関すること 災害に伴う農業共済の調整に関すること
		畜産班 (畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> 畜産物の出荷制限に関すること 災害に伴う農作物のモニタリングに関すること

			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における家畜飼料および動物用医薬品ならびに用具の需給調整に関すること
		水産班 (水産課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の出荷制限に関すること ・災害に伴う水産物のモニタリングに関すること ・養殖魚介類および水産業施設の災害対策に関すること ・災害時における応急用水産関係資材の需給調整に関すること ・災害対策用舟艇の確保に関すること ・被災漁業者に対する水産金融の調査に関すること
		耕地班 (耕地課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・他班実施事項の応援
		農村振興班 (農村振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地の災害対策に関すること ・農業用施設の災害対策に関すること
	土木交通部 部長 (土木交通部長) 副部長 (土木交通部次長) (管理監) (技監)	監理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用建設機械の活用に関すること ・災害対策のための工事事用資材の調達に関すること ・建設業者の災害対策のための連絡調整に関すること ・その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
		交通政策班 (交通政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害防止に関する関係機関との連絡調整に関すること(交通安全対策に関すること。)
		道路班 (道路課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路および橋梁の災害対策に関すること

		流域政策班 (流域政策局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、港および漁港の災害対策に関すること ・救助用物資の陸揚げに適する湖(河)岸の調査決定に関すること ・土木関係被害状況等の収集に関すること ・ダムの災害対策に関すること
		砂防班 (砂防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防施設等の災害対策に関すること
		都市計画班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の災害対策に関すること
		住宅班 (住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の災害対策に関すること ・災害救助法に基づく避難所、仮設住宅の建設および住宅の応急修理(資材調達を含む)に関すること ・被災者に対する住宅相談体制の整備に関すること
		建築班 (建築課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・他班実施事項の応援
	会計管理部 部長 (会計管理者(兼)会計 管理局長) 副部長 (会計管理局次長)	管理班 (管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な物品の出納に関すること ・義援金品(医療器材、医薬品、木材、竹材、その他の建設資材を除く)の保管に関すること ・被災者に対する食料品、被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関すること(備蓄物資を除く) ・その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整

		会計班 (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の支出に関すること ・他班実施事項の応援
	教育部 部長 (教育長) 副部長 (教育次長) (管理監)	教育総務班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育財産の災害対策に関すること ・小・中・高・養護学校の被害調査に関すること ・教育委員会事務局職員の動員、派遣に関すること ・学校教育財産を避難所に開設することについての協力に関すること ・生徒の避難等の対策に関すること ・被災児童生徒等への支援に関すること ・教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・教育関係義援金品の受領、保管、配分に関すること ・その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
		教職員班 (教職員課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の災害対策のための動員、派遣に関すること ・他班実施事項の応援
		福利班 (福利課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災職員の状況調査等に関すること
		学校教育班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生徒、児童に関する教育に関すること ・被災生徒、児童の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること ・災害活動に協力する生徒の連絡調整に関すること ・災害時における教育行政の総合調整に関すること

		人権教育班 (人権教育課長)	・他班実施事項の応援
		生涯学習班 (生涯学習課長)	・災害活動に協力する青年団体・青少年育成団体・婦人団体・PTA その他社会教育団体の連絡調整に関する事 ・青少年教育施設および社会教育施設の災害対策に関する事 ・公民館等にS避難所を開設することについての協力に関する事
		スポーツ健康班 (スポーツ健康課長)	・県立社会体育施設の被害調査に関する事 ・被災児童生徒の応急救護および健康に関する事 ・災害時における学校その他教育機関の環境衛生に関する事 ・災害時における学校給食施設の対策に関する事
		文化財保護班 (文化財保護課長)	・文化財の災害対策に関する事 ・他班実施事項の応援
	警察部 部長 (警察本部長) 副部長 (警備部長)	警察本部長の定めるところによる	警察本部長の定めるところによる

第5 原子力緊急事態宣言発出時の活動体制

現行	修正
<p>1．災害警戒本部の設置等</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合または副知事が必要と認めた場合は、副知事を本部長とする災害警戒本部を設置するとともに、湖北および高島環境・総合事務所に同地方本部を設置する。</p> <p>災害警戒本部等の組織および運営は「滋賀県災害警戒本部運営要綱」の定めるところによる。</p> <p>2．災害警戒本部体制の解除</p> <p>災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>本部長が、原子力事業所の事故が終結し、原子力災害に関する応急対策が完了または対策の必要がなくなったと認めたとき。</p>	<p><u>国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続する。</u></p>

第6 原子力災害合同対策協議会との連携

現行	修正なし
<p>県は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を</p>	<p>（現行どおり）</p>

把握するとともに、緊急事態応急対策および原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、派遣職員等を通じて同協議会との連携を図る。	
---	--

第7 専門的支援の要請

現行	修正なし
<p>1. 専門家に対する支援要請 県は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討および実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。</p> <p>2. 国に対する支援要請 県は、原子力事業者より特定事象発生のお知らせを受けた場合等に、事態の把握ため、必要に応じ、安全規制担当省庁に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。</p>	(現行どおり)

第8 応援要請および職員の派遣要請等

原文	修正なし
<p>1. 応援要請 県は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、他府県等に対し応援要請を行う。</p>	(現行どおり)

<p>2. 職員の派遣要請等</p> <p>知事は、災害応急対策または災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。</p>	
---	--

第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画 (追加)

現行	修正(新)
なし	<p><u>第1 計画の方針</u></p> <p><u>原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受け入れ等を定める。</u></p> <p><u>第2 派遣要請の実施</u></p> <p><u>知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または関係市長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>第3 派遣の内容</u></p> <p><u>(1) モニタリング支援</u></p>

- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の搜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安および除去
- (9) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第 4 派遣要請の手続き

(1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、関係市長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 関係市長が行う派遣要請の手続き

ア 関係市長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求ることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するも

のとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 関係市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、関係市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

ア 災害の状況および派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

エ その他参考となる事項

(4) 派遣要請先

<u>派遣要請先</u>	<u>電話番号</u>
--------------	-------------

陸上自衛隊中部方面總監部防衛 部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1 番1号)	<u>072-782-0001</u> 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方總監(連絡窓 口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	<u>0773-62-2250</u> 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令 官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3 番地)	<u>042-953-6131</u> 【内線：2233】

(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係
(高島市今津町今津平郷国有地 0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。
また、海上自衛隊舞鶴地方總監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊に通報するものとする。

第5 自主的派遣

滋賀県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、そ

の事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、関係市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

ア 派遣部隊と関係市との連絡窓口およびその責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 派遣部隊の誘導

エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および関係市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または関係市の災害対

策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、
県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

第7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の
必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう関係
市長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う
ものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原
則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行
うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協
議して定めるものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借
上料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および
入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、そ
の運搬費および修理費

(4) 有料道路の通行料

(5) 放射能防護資機材(ポケット線量計、アラームメータ、防

	<p><u>護マスク、防護服等)</u></p> <p><u>第9 派遣部隊の被ばく管理</u></p> <p><u>(1) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国(安全規制担当省庁(原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部))に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。</u></p>
--	--

第 10 防災業務関係者の安全確保

原文	修正版
なし	<p><u>県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。</u></p> <p><u>1. 防護対策</u></p> <p><u>県は、必要に応じ県警察をはじめ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請</u></p>

	<p><u>する。</u></p> <p><u>2. 防災業務関係者の被ばく管理</u></p> <p><u>(1)防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。</u></p> <p><u>防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</u></p> <p><u>救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。</u></p> <p><u>なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。</u></p> <p><u>(2)県の医療保健班は、関係市及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</u></p> <p><u>(3)県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。</u></p>
--	---

第4節 住民等への情報伝達・相談活動

第1 住民等への情報伝達活動

現行	修正
----	----

県は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、住民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1．関係市の住民に対する情報伝達

- (1) 県は、関係市の住民に対しては、ニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、関係市と連携し伝える。
- (2) 県は、住民等へ的確に情報が伝わるよう、関係市と連携し、防災行政無線やインターネット等、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2．県民等に対する情報の提供

- (1) 県は、原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における原子力災害にともなう混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により各市町に情報提供するとともに、

県は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、住民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1．関係市の住民に対する情報伝達

- (1) 県は、関係市の住民に対しては、ニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、県警察、関係市と連携し伝える。
- (2) 県は、住民等へ的確に情報が伝わるよう、県警察、関係市と連携し、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法（FAX、市町ホームページ等）など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2．県民等に対する情報の提供

- (1) 県は、原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における原子力災害にともなう混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により各市町に情報提供するとともに、

に、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

3. 情報伝達の内容

(1) 県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 県は、伝達情報について、原子力災害現地対策本部、所在

テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

3. 情報伝達の内容

(1) 県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 災害時要援護者への配慮

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

(3) 情報伝達内容

事故・災害等の概況

災害応急対策の実施状況

不安解消のための住民に対する呼びかけ

避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨およ

<p>県および原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。</p>	<p><u>び避難を円滑に行うための協力呼びかけ</u></p> <p>(4) <u>広報内容の確認</u></p> <p><u>十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う</u></p> <p><u>発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。</u></p> <p>(5) <u>誤情報の拡散への対処</u></p> <p><u>公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。</u></p>
--	--

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

現行	修正なし
<p>1. 相談窓口の設置</p> <p>県は、緊急時には関係市町等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。</p> <p>2. 情報の収集・整理</p> <p>県は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第3 風評被害対策 (追加)

現行	修正（新）
なし	<p><u>1. 県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。</u></p> <p><u>2. 国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、以下のような項目を考慮する。</u></p> <p><u>商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動</u></p> <p><u>放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施</u></p>

第5節 退避および避難計画（追加）

第1 計画の方針

現行	修正
	<p><u>第1 計画の方針</u></p> <p><u>住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。</u></p>

第2 退避等の措置に関する指標

現行	修正							
なし	<p><u>第2 退避等に関する指標</u></p> <p><u>「防災指針」は、屋内退避および避難等に関する指標を別表1のとおり定めている。</u></p> <p><u>県では、これに基づいて避難等の措置を実施することとし、地域の特性を考慮した効果的な防護措置を実施するため、次に掲げる別表2「原子力災害時の避難等の措置のための初期活動開始指標」により防護活動の準備を開始するものとする。</u></p> <p><u>別表 1</u></p> <p><u>屋内退避および避難等に関する指標</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 1169 1944 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1164 1169 1489 1217">予測線量（単位：mSv）</th> <th data-bbox="1489 1169 1944 1329" rowspan="3">防護対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 1217 1321 1297">外部被ばくによる</td> <td data-bbox="1321 1217 1489 1297">内部被ばくによる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1297 1321 1329">実効線量</td> <td data-bbox="1321 1297 1489 1329">等価線量</td> </tr> </tbody> </table>	予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容	外部被ばくによる	内部被ばくによる	実効線量	等価線量
予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容						
外部被ばくによる	内部被ばくによる							
実効線量	等価線量							

<u>10 ~ 50</u>	<u>100 ~ 500</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</u> <u>ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。</u>
<u>50 以上</u>	<u>500 以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>

(注) 1 予測線量は、原子力災害対策本部(または政府現地対策本部長)において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(出典:「防災指針」第5章5-3 表2)

県は、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等を受けて、得られた予測線量が、別表2に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等の措置の実施について準備を開始することとし、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係市町長に指示する。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの勧告または指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、この場合においても、別表2に基づき初期活動を開始するものとする。

別表2 原子力災害時の屋内退避および避難等のための初期活動開始指標

レベル	予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量・放射性ヨウ素による甲状腺等価線量	
第1レベル	5 ~ 10	50 ~ 100	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性を配置すること。
第2レベル	10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。
第3レベル	50 以上	500 以上	住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。

(注) 1 外部被ばくによる実効線量および放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらの

うちいずれか高いレベルに応じた、防護対策をとる。
2 初期活動開始に係る基本フローについては、別図1「退避のための初期活動開始基本フロー図」によるものとする。

なお、国は、別表1に示す指標とは別に、緊急的防護措置を準備する区域UPZに対しては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準OIL（運用上の介入レベル）および予防的防護措置を決定するための判断基準EAL（緊急活動レベル）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を指示することを検討していることから、この見直しを踏まえ、必要な改定を行うものとする。

別図1（第2関係）

「退避等のための初期活動開始基本フロー図」



第3 退避等の措置の実施主体

現行	修正
なし	<p><u>住民の避難等の措置を講ずるにあたっては、関係市だけでなく、県、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。</u></p> <p><u>関係市は、県より避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。</u></p>

第4 屋内退避

現行	修正
なし	<p><u>1. 県がとる措置</u></p> <p><u>(1) 県から関係市への指示</u></p> <p><u>県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、屋内退避を決定したときは、直ちに関係市、屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。</u></p> <p><u>県災害対策本部からの緊急通報であること</u></p> <p><u>事故の概要</u></p> <p><u>放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測およ</u></p>

	<p><u>び環境への影響</u></p> <p><u>応急対策の状況および今後とるべき措置</u></p> <p><u>屋内退避措置をとることおよび対象地区</u></p> <p><u>屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）</u></p> <p><u>飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</u></p> <p><u>その他必要事項</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関への通報および要請</u></p> <p><u>県）は、上記（1）の指示をしたときは、県警察、関係消防本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>2. 関係市がとるべき措置</u></p> <p><u>関係市は、上記1.（1）の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</u></p> <p><u>関係市の災害対策本部からの緊急通報であること</u></p> <p><u>事故の概要</u></p> <p><u>放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響</u></p> <p><u>応急対策の状況および今後とるべき措置</u></p>
--	---

	<p><u>屋内退避措置をとることおよび対象地区</u></p> <p><u>屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）</u></p> <p><u>飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</u></p> <p><u>その他必要事項</u></p> <p><u>3. 学校、社会福祉施設等の長がとる措置</u></p> <p><u>学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡する。</u></p>
--	--

第5 コンクリート屋内退避

現行	修正
なし	<p><u>1. 県がとる措置</u></p> <p><u>(1) 県から関係市への指示</u></p> <p><u>県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断によりコンクリート屋内退避を決定したときは、直ちに関係市、コンクリート屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、コンクリート屋内退避措置に必要な次の事項を指示する</u></p>

ものとする。

県災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

応急対策の状況および今後とるべき措置

コンクリート屋内退避の措置をとることおよび対象地区
屋内退避にあたっての注意事項(携行品、外へ出るときの
注意など)

安定ヨウ素材の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限
に関する事項

その他必要事項

(2) 防災関係機関への通報および要請

県は、上記(1)の指示をしたときは、県警察、関係消防
本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を
要請するものとする。

また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等の確
保を要請するものとする。

2. 関係市がとるべき措置

(1) 退避所の開設および退避路の決定

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ

定める退避等措置計画に基づき退避所を開設するとともに、退避路を決定するものとする。

(2) 関係市から住民への指示・伝達

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、コンクリート屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長にコンクリート屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

関係市災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

応急対策の状況および今後とるべき措置

コンクリート屋内退避の対象地区

避難場所および退避経路

輸送手段等、退避の具体的な手順

退避にあたっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）

安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

関係市は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と

密接な連携をとり、協力して退避等の措置を実施する。

また、実施にあたっては、退避誘導責任者を定めておくものとする。

(4) 退避所への退避方法

コンクリート屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するものとするが、関係市は、退避の措置を実施するにあたり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意するものとする。

また、被ばくしていることが予想される者については、関係消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡するものとする。

(5) 退避所責任者の派遣

関係市は、コンクリート屋内退避の措置をとったときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を退避所責任者として派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等にあたらせるものとするものとする。

(6) 退避所の運営

退避所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て退避所の運営を行う。

また、退避所に備蓄されている飲料水、飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。

(7) コンクリート屋内退避措置の実施状況の把握等

関係市は、退避誘導責任者、退避所責任者等を通じて、屋

	<p><u>内退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等して、屋内退避の実施状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>併せて、退避所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報等、退避所運営に必要な情報を、退避所、市町および県との間を相互で伝達することにより、退避所の円滑な運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>3.学校、社会福祉施設等の長がとる措置</u></p> <p><u>学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づく退避誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡する。</u></p> <p><u>4.救護所の設置</u></p> <p><u>県は、退避所の救護所設置について、関係市に協力を要請するものとする。</u></p>
--	--

第6 避難

原文	修正

なし

1. 県がとる措置

(1) 県から関係市への指示

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により避難を決定したときは、直ちに関係市、避難区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、避難措置に必要な次の事項を指示するものとする。

県災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

応急対策の状況および今後とるべき措置

避難措置をとることおよび対象地区

集合場所、避難所および避難経路

輸送手段等、避難の手順

避難にあたっての注意事項

安定ヨウ素材の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

(2) 防災関係機関への通報および要請

県は、上記(1)の指示をしたときは、県警察、関係消防本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。

また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等による輸送を要請するものとする。

2. 関係市がとるべき措置

(1) 避難所の開設および避難所の決定

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき避難所を開設するとともに、避難路を決定するものとする。

(2) 関係市から住民への指示・伝達

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、避難区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

関係市災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

講じている対策および今後とるべき措置

避難の対象地区

集合場所、避難所、避難経路

輸送手段等、避難の具体的な手順

避難にあたっての注意事項

安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

関係市は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施にあたっては、避難誘導責任者を定めておくものとする。

(4) 避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により避難所まで輸送するが、関係市は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知するものとする。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡するものとする。

また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプターおよび琵琶湖上の船舶等による輸送を県に対して要請するものとする。

(5) 避難所責任者の派遣

関係市は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者

の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせるものとする。

(6) 避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行うものとする。

(7) 避難措置の実施状況の把握等

関係市は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等して、避難の実施状況を把握するものとする。

関係市は、併せて、避難所における安否情報、緊急に必要な飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、避難所、市町および県との間で相互で伝達することにより、避難所の円滑な運営に努めるものとする。

3. 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づき避難誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。

4.救護所の設置

県は、避難所の救護所設置について、関係市に協力を要請するものとする。

5.広域避難にともなう受入先市町長のとるべき措置

避難地区を包括する市町の区域を越えて広域避難を行う必要が生じた場合、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく指示を県から受けた受入先の市町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町および県との緊密な連携のもとに行う。

なお、この場合、県は、受入先の市町長と協議のうえ、避難地区を包括する市町に対し、避難所となる施設を示すものとする。

6.市町への協力応援体制

県は、広域避難施設の開設、関係市への応援など県内市町間の協力応援体制を整備するものとする。

7.近隣府県市、関西広域連合との連携の確保

県は、避難所確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合に対して応援要請を行うことなど連携の確保に努める。

第7 災害時要援護者への配慮

現行	修正
なし	<p><u>県は、国の協力を得て、関係市が行う避難誘導、情報提供および避難所の生活環境整備にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他いわゆる災害時要援護者に配慮して行うよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言するとともに、協力を行うものとする。</u></p> <p><u>また、障害・疾病等の状態に応じた避難と支援が行えるよう、広域的避難と支援のあり方を検討し、大規模災害時に対応できる仕組みづくりに努めるものとする。</u></p>

第8 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

現行	修正
なし	<p><u>県は、関係市から、退避等施設において必要となる飲料水、飲食物および生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、または、状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給および給与または貸与、またはあらかじめ協定を締結している業界団体等に対し、物資の調達要請等を行うものとする。</u></p>

第9 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応 (追加)

現行	修正
なし	<p><u>発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が発生し、国が「計画的避難区域」等を指定した場合(事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が存在)県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。</u></p>

第6節 緊急輸送活動 (追加)

第1 緊急輸送活動

現行	修正
なし	<p><u>1.緊急輸送の順位</u></p> <p><u>県は、関係市町および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として県警察本部と協議し調整する。</u></p> <p><u>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針決定会議への出席者</u></p> <p><u>第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</u></p> <p><u>第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材</u></p>

の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
負傷者、災害時要援護者を中心とした避難者等

対応方針決定会議への出席者（国の原子力災害現地対策
本部長および県の現地本部長、関係市町の災害対策本部
長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、
原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専
門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要
員等）および必要とされる資機材

コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために
必要な人員、資機材

食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 緊急輸送体制の確立

（1）県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及
び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急

	<p><u>輸送を実施する。</u></p> <p><u>(2) 県は、人員、車両、船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。</u></p> <p><u>(3) 県は、2によっても人員、車両、船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。</u></p>
--	---

第2 緊急輸送のための交通確保

現行	修正版
なし	<p><u>1.緊急輸送のための交通確保の基本方針</u></p> <p><u>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。</u></p> <p>2.緊急交通路の確保</p> <p><u>(1)交通状況の把握</u></p> <p><u>県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。</u></p> <p><u>(2)原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制</u></p> <p><u>広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する</u></p>

などして、緊急交通路を確保する。

(3) 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、マスメディア、道路交通情報板、および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について、周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

(4) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両を使用する者から予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整理を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等確認事務に務める。

(5) 交通管制施設の整備充実

緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に務める。また、交通管制を確実にを行うための移動式標識等の整備に務める。

3.湖上輸送

関係市は、陸上輸送が困難な場合、または湖上輸送が合理的であると認められると判断した場合には、県は自衛隊及び近畿運輸局の協力のもとに湖上輸送について協力を要請する。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取および出荷制限

現行	修正なし
<p>県は、放射性物質による汚染状況調査の結果、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、専門家等に必要な助言を求めるとともに、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限、農林水産の生産者、出荷機関および市場の責任者等に対する汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を自ら行うか、または市町に指示する。</p> <p>飲食物摂取制限に関する指標</p> <p>「原子力施設等の防災対策について」(平成15年原子力安全委員会)より</p> <p>表 (略)</p>	<p>(現行どおり)</p>

第2 飲料水および飲食物の供給

原文	修正なし
<p>県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町に支持した時は、滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)第3章第4節に定める「給水計画」および「食料供給計画」に基づき、市町と協力して関係住民への応急措置を講じずる。</p>	<p>(現行どおり)</p>

第4章 災害事後対策

第1節 基本方針

現行	修正
<p>本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p>飲食物摂取制限に関する指標</p> <p>「原子力施設等の防災対策について」(平成15年原子力安全委員会)より 図</p>	(平成24年度 見直し)

第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

現行	修正
<p>(1) 県は、原子力緊急事態解除宣言後、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。</p> <p>(2) 県は、環境放射線モニタリングの実施にあたり、必要に応じ、原子力事業者等に協力を求める。</p>	(平成24年度 見直し)

第3節 影響調査等の実施等

現行	修正
<p>第1 影響調査の実施 県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。</p> <p>第2 災害対策措置状況等の記録 県は、影響状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録しておく。</p>	<p>(平成24年度 見直し)</p>

第4節 風評被害等の影響の軽減

現行	修正
<p>県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を行う。</p>	<p>(平成24年度 見直し)</p>

第5節 心身の健康相談体制の整備

現行	修正
<p>県は、関係市町とともに、関係市町の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p>	<p>(平成24年度 見直し)</p>

第6節 物価の監視

現行	修正
県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。	(平成24年度 見直し)

第7節 各種制限措置の解除

現行	修正
(1) 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲料水・飲食物の摂取制限および農水産物の摂取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。 (2) 県は、解除実施状況を把握し、各種制限措置が適切に解除されたことを確認する。	(平成24年度 見直し)